

独立役員に関するQ & A

－独立役員届出書提出にあたっての監査役の実務対応－

平成 22 年 2 月 26 日
社団法人日本監査役協会
監査法規委員会

平成 22 年度から上場企業には一名以上の独立役員の確保が求められるようになりました。平成 22 年 3 月末日までに「独立役員届出書」の提出を行うこととなり、監査役側としても一定の対応が求められている状況と理解されます。そこで、当協会に質問・要望等が寄せられた事項の中で緊急性が高くかつ Q&A になじむ事項に絞って、本 Q&A を公表いたします。なお、東京証券取引所における取扱いを前提にしておりますので、他の取引所における取扱いにつきましては各取引所にご確認をお願いいたします。

Q 1. 独立役員としての指定が原則として受けられない者（すなわち一般株主との利益相反が生じるおそれがあると原則として判断される者）はどういった者でしょうか。

A. 独立役員とは、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役」を意味します。

独立役員として届け出ようとする者が、以下の①から⑤に掲げるいずれかの事由に現在又は最近において該当している場合には、原則として一般株主との利益相反が生じるおそれがあると判断されます。これらの者について独立役員として指定する場合には、取引所に対して事前相談を行うことが求められています。

- ① 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- ② 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- ③ 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ④ 最近において①から③までに該当していた者
- ⑤ 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)
 - (a) ①から④までに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む)を含む。)

(c) 最近において前(b)に該当していた者

(注) 主な各用語の意味については以下の通りです(「独立役員の確保及びコーポレート・ガバナンス報告書における開示等について」平成21年東証上場第65号別添1参照)。

「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社をいいます。

「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。

「主要な取引先」に該当するか否かは、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)」に準じて上場会社が判断することとされています。会社法では「主要な取引先」とは「当該株式会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係がある取引先」を意味し、「具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該株式会社の売上高の相当部分を占めていること、当該株式会社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っていること等が考えられる」と解釈されています(相澤哲=郡谷大輔「事業報告」別冊商事法務300号50頁参照)。

「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かは、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ロの「多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)」に準じて上場会社が判断することとされています。

「最近において①から③までに該当していた」場合とは、実質的に現在、上記①から③までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、①から③までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。なお、「最近において」の判断は、社外監査役就任時でなく独立役員届出書提出時点を基準として判定されます(従って、例えば、総会における選任議案の承認の直前に①から③のいずれかに該当していた場合でも、独立役員届出書提出時にはすでに社外監査役に就任してから数年が経過しているような場合には、原則として、「独立役員としての指定が原則として受けられない者」には該当しません)。

「重要でない」に該当するか否かは、会社法施行規則第74条第4項第6号ハ等に準じ

で上場会社が判断するものとされています。具体的に「重要」な者として想定されるのは、①又は②の「業務執行者」については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、③の「所属する者」については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含みます。)が想定されています。

「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱われません。

Q 2. 独立役員として指定した理由について、コーポレート・ガバナンス報告書において加重的に開示が求められる者はどういった者でしょうか。

A. 独立役員として指定した者が、次の①から⑤のいずれかに該当している場合には、これらの要件に該当していてもなお、当該役員を一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定した理由をコーポレート・ガバナンス報告書において開示することが求められます。

- ① 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)
- ② 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
- ③ 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)
- ④ 当該会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。)
- ⑤ 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - (a) ①から④までに掲げる者
 - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

(注) Q 1において示されている独立性に関する判断基準は、基本的には、現在または最近において各事由に該当していることを一定の目安とするものですが、Q 2に掲げるコーポレート・ガバナンス報告書における開示を加重する要件については、過去に一定の事由に該当していた場合も含まれています。①②④⑤において用いられている「業務

執行者等」という語には、現在、業務執行者である者に加え、過去において業務執行者であった者が含まれます。なお、過去の該当状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認が想定されています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去勤務していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容についてコーポレート・ガバナンス報告書において説明が求められます（以上の説明について、「独立役員の確保及びコーポレート・ガバナンス報告書における開示等について」平成21年東証上場第65号別添1参照）。

「主要株主」とは、金融商品取引法163条1項に規定する「主要株主」（自己又は他人の名義をもって総株主等の10%以上の議決権を保有している株主）を意味します。

Q 3. 社外監査役の中で独立監査役（独立役員として指定された社外監査役）として指定されるのか否かによって、監査役としての職責について何か差異は生じるのでしょうか。

A. 1 一般に、「独立役員は、社外取締役又は社外監査役の中から指定されるものであり、その職責は、会社法に定める範囲を超えるものではない」と説明されています（株式会社東京証券取引所上場部編「最新 東証の上場制度整備の解説」（商事法務、2010年）94頁参照）。

2 独立監査役は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役ですが、会社役員である以上、会社利益の最大化のためにその職務を果たすという会社法上の職責を負っています。また会社利益の最大化は、一般株主の利益にも適うことであります。独立役員は、業務執行が会社利益の最大化に向けて適正に行われていることについて一般株主に代わって説明を受けて納得することで、一般株主も会社の業務執行の適正性について信頼を寄せる効果が期待されています。

なお、独立監査役に指定されたからといって、他のステークホルダーの利益を犠牲にしてまで、一般株主の利益保護を図ることが求められているとは考えられません。

3 MBO（マネジメント・バイアウト）取引や大規模第三者割当増資など一般株主の利益と経営陣あるいは親会社の利益との間に利益相反関係が生じうる場面（いわゆる有事と呼ばれる場面）では、独立役員としての役割が重要性を増します。こうした場面において独立監査役は、利益相反のない者から構成される第三者委員会に關与するなど、監査役としての職責の範囲内で、一般株主の利益が不当に害されることがない

かを注視することになります。

4 3で述べた一般株主に対する利益相反が顕在化する有事の場面だけでなく、平時の企業経営の場面でも、独立役員には、会社利益の最大化のために果たすべき役割があります。他の役員が一般株主の利益の視点をもたずに仮に議論・検討しているときには、複眼的観点から問題提起をして議論を喚起することが期待されます。さらに、上場会社としての法的義務に則った適正開示を資本市場に対して行うことも、一般株主の利益にとって大変重要な事項であり、適法性監査の観点から果たすべき役割も重要といえます。

5 以上の職責は既に社外役員においても求められているともいえます。かかる考え方からは、独立役員と社外役員との主な違いは外観的独立性にあると整理できるかもしれません。

Q 4. 社外監査役の中でどの者を独立監査役として指定するのかについて、必要となる社内手続は何でしょうか。監査役会での協議などは不要なのでしょうか。

A. 1 独立監査役として指定される手続については、特段の規定は会社法等において置かれていませんので、各社の社内権限の設定状況に従って判断されることとなります（株式会社東京証券取引所上場部編「最新 東証の上場制度整備の解説」（商事法務、2010年）94頁参照）。

2 Q 3にもありましたとおり、独立監査役として指定された者の職責は社外監査役とは法的に大きな差異がないという考え方を採りますと、①社外監査役全員について独立性があることが客観的に明らかな場合でかつ②全員について独立監査役と指定する場合には、取締役会や監査役会など特段の決議・審議等を経ずに、業務執行者だけで指定することも法的にあり得るのかもしれませんが。

しかし他方で、今回の独立役員的一名以上確保は、他のコーポレート・ガバナンス報告等でのガバナンス関連開示の強化措置とあいまって、取締役会などのガバナンス体制の実効性について社内を挙げて改めて議論する重要な契機です。そこで独立役員の指定に当たっては、取締役会において、何らかの議論を行うほうが基本的に望ましいように考えられます。なお、取締役会の決議事項とするか報告事項とするかについては、両者ありえるかと考えられます。

3 次に、社外監査役の中でどの者を独立監査役と指定するのかについて、全員を指定するのか一部を指定するのかの選択を含め、監査役及び監査役会と何のすりあわせも

なく業務執行者だけで行うことは、会社法の趣旨に照らして適切ではないという考え方がありえます。監査役としては独立役員の指定に関する考え方等を業務執行者等から聴取し、監査役会において事前に協議しておくことが望ましいでしょう。

Q 5. 独立監査役に該当する社外監査役が複数名いるときに、その全員を独立監査役と指定するか一部だけを独立監査役と指定するか、どのようにすればよいでしょうか。

A. 社外監査役の中で独立監査役に該当する方が複数いる場合に、その全員を独立監査役として指定するか（全員指定）それとも独立性が特に高いと認められる一名等の一部の者だけを独立役員として指定する（一部指定）のかは、各社の判断次第となります。

一般的には、「独立した社外役員が複数存在することを望ましいと考える機関投資家や議決権行使助言会社があることを踏まえて複数の届出を行う場合と、独立役員の要件を充たす社外役員のうち、上場会社が特に独立性が高いと考える者一名を代表として届出を行う場合のいずれもありえます」と説明されています（平成 22 年 1 月 29 日株式会社東京証券取引所「独立役員制度等に関するよくある質問と回答」Q 2 参照）。

全員指定にも一部指定にも各社の状況ごとにいろいろな考慮要素がありえますので、Q 4 にもありますとおり監査役間でも協議した上で、対応方針を業務執行側と詰めていくことになりましょう。なおこうした対応方針は、コーポレート・ガバナンス報告書の独立役員確保の状況に関する開示において併せて記載して株主・投資者に対する十分な説明を行うことが望ましいとされています（平成 22 年 1 月 29 日株式会社東京証券取引所「独立役員制度等に関するよくある質問と回答」Q 2 参照）。

Q 6. 当社は 3 月決算の会社ですが、現時点で独立役員が一名もいません。今後どのように対応する必要がありますでしょうか。

A. 独立役員届出書を本年平成 22 年 3 月末までに提出する必要がありますが、現時点で誰も独立役員がいない場合にはいない旨を記載した独立役員届出書を提出することになりましょう。その上で、本年 6 月の定時総会での独立役員選任など、今後の対応方針を詰めていく必要があります。

なお、来年平成 23 年 6 月の定時総会終了後においてもなお独立役員が一名以上確保されていない場合には、公表措置等の実効性確保手段の対象となります。

Q 7. 独立監査役として指定されることを前提にして新たに社外監査役選任議案を今度の定時株主総会で付議することを考えていますが、今回の独立役員の指定と株主の議決権行使との関係について説明してください。

A. 定時株主総会における役員選任議案（社外監査役選任議案）を例にしますと、平成22年3月31日までに一斉届出を行った後、同年6月の定時株主総会において独立役員届出書の内容に変更がある場合には、変更が生じる日の2週間前までに独立役員届出書を提出することが求められます。すなわち、定時株主総会の招集通知等を発送するタイミングに合わせて変更された独立役員届出書が提出され公衆縦覧に付されることになり、独立役員届出書の記載内容は社外監査役選任議案について株主が議決権行使をする際の判断材料となります（伊藤昌夫「有価証券上場規程等の一部改正の概要」商事法務1888号21頁参照）。

（注）株主総会で否決されるなどの事情により提出された独立役員届出書記載どおりの異動が行われなかった場合には、その旨を異動理由として明記した上で改めて独立役員届出書を提出することになります（平成22年東証上場第133号別添2「独立役員届出書の作成及び提出について」参照）。

Q 8. 常勤である社外監査役は、独立監査役に該当しないのでしょうか。

A. 常勤監査役である以上、一社だけの常勤監査役となり、当該会社だけから主な経済的収入を得ていることが多いことから、当該会社に対する経済的依存関係が存在しているとみられないのかが、本問の趣旨かと思われます。

しかし、常勤監査役であることをもって独立監査役に該当しなくなるわけではないと考えられます。Q 1において述べた独立役員としての指定を原則として受けられない者の該当事由（Q 1 ①乃至⑤参照）においても、「常勤」監査役であることをもって該当しうる事由は特に列挙されていません。

常勤であることによって、監査役として果たすべき職責をより実効的に果たしうる人が多いといえます。非常勤の社外監査役しか独立監査役に該当しないと仮に考えることは、今般の独立役員的一名以上確保を通じた上場会社におけるガバナンスの向上という本来の趣旨に、かえって逆行する結果をもたらすこととなります。

Q 9. 独立監査役に就任する際に、同意書の提出などは必要でしょうか。

A. 対外的に独立役員として開示されることとなりますから、本人の同意や独立役員届出書の記載内容についての確認をとるプロセスは必要となり、現にこうした同意及び確認手続の実施状況は独立役員届出書の記載項目となっています。ただ、必ずしも独立監査役に就任する監査役からの同意書の提出まで求めているわけではありません。

Q10. 私は経営コンサルタントで、上場会社X社の社外監査役に就任しています。X社から私には監査役報酬以外の金銭は支払われておりませんが、X社は私の属するYコンサルタント事務所の別のコンサルタントに、別途のコンサルタント業務を断続的に依頼することがあります。自分としてはこれまで経営陣からの独立性に特に留意して、社外監査役としての職務をまっとうしてきたという強い自負がありますが、私が独立監査役として指定されることは果たして難しいのでしょうか。

A. 1 Q1でも述べたとおり、「当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)」に該当する場合、特段の事情がない限り独立役員に該当しない可能性が高いといえます。従って、「多額」の報酬がY事務所に支払われているのか否かが判定要素となります。

2 「多額」の基準は会社法施行規則 74 条 4 項 6 号口に従った解釈論となります。「多額」の報酬を受けていることで独立性について疑義が生じる理由は、社外役員が当該会社に経済的に依存し、その結果、財産を給付することを決定する権限を有する会社の業務執行者からの独立性が十分に確保されないおそれがあるからと考えられています(弥永真生「コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則」(商事法務、2007年)421頁)。「経営陣から著しいコントロールを受けうる」立場にあるのか否かが、判断の重要なメルクマールとなります(経済産業省「企業統治研究会報告書」(平成21年6月17日)参照)。

3 従って、Y事務所への当該支払額が「多額」か否かについても、会社側(X社)の連結全体での売上高や利益額等に照らして多額か否かだけでなく、受け手であるY事務所にとってX社への経済的依存度が生じるほどに多額か否かも考慮要素となります。Y事務所にとってのX社への収入の依存度等を考慮した上で、「経営陣から著し

いコントロールを受けうる」立場にあるのか否か、X社と協議して詰めておくこととなりましょう。

- 4 「多額」か否かの判定を含め独立役員に該当するのか否かは、経営陣からの独立性に照らして判定されますので、最終的にはあなたとX社との現実的な関係次第といえます。

会計士や弁護士など一定の資格要件を持って会社にアドバイスをしている人や専門性の高いコンサルタントは、経営陣の利益を図るためにアドバイスを行うというよりも、会社と委任契約を締結した者として会社利益の最大化のために、業務執行者に対して内部からは言えない客観的意見を述べていることも実態として少なくありません。独立監査役としての職責と社外監査役としての職責との間には法的に差異がないと考えることも可能であることはQ3で述べたとおりですが、例えば顧問弁護士が社外監査役に就任すること自体、そもそも会社法上も否定されていません（吉戒修一「平成5・6年改正商法」（商事法務、平成8年）224頁）。

従って、ご自身として、これまでも経営陣から著しいコントロールを受けうることなく社外監査役としての職責を適正に果たしてきたのであれば、外観として（独立性に疑義が生じるほどの）経済的依存度が高い報酬がY事務所に支払われている場合でない限り、独立性に欠けるところはない旨を会社として客観的・合理的に説明の上、独立役員として指定されることは十分ありえると考えられます。

こうした諸事情を勘案の上、X社とY事務所との間で「多額」の基準の内容について協議して決定しておくことが望ましいものと考えられます。

以上